

ノートルダム清心女子大学共同研究取扱規則

(趣旨)

第1条 ノートルダム清心女子大学（以下「本学」という。）における企業等学外の機関（以下「学外機関」という。）との共同研究については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「共同研究」は、本学が学外機関から研究者もしくは研究経費等を受け入れて、学外機関の研究者と共通の研究課題について共同して行う研究をいう。

2 この規則において、学外に在職のまま本学又は当該学外機関において共同研究にあたる研究者を「共同研究員」という。

3 この規則において「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

四 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、学外機関と協議の上、特に指定するもの

(受入基準)

第3条 共同研究は、本学の建学の精神及び教育理念との整合性をもち、教育研究上有意義であり、かつ教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、これを受入れるものとする。

2 共同研究を受入れた後、前項の基準に適合しない事態が生じた場合には、本学は研究の中止を学外機関に申入れ、協議することができる。

(申込)

第4条 学外機関は共同研究の申込みをしようとする場合は、所定の共同研究申込書を学長に提出するものとする。

2 共同研究の申込みがあった場合、共同研究にあたる本学の研究担当者（以下「研究担当者」という。）は、共同研究計画書を申込書に添えて学長に提出しなければならない。

(決定)

第5条 共同研究の受入れは、第3条の受入基準に基づき、評議会の議を経て、学長がこれを決定する。

但し、研究内容が「ヒトを対象とする研究」の場合は、併せて研究倫理審査委員会の議を経るものとする。

2 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、当該学外機関にその旨を通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 学長は、共同研究の受入れを認めるときは、当該学外機関との間に共同研究契約を締結しなければならない。

(研究の中止又は期間の延長)

第7条 研究担当者は当該共同研究を中止又は期間を延長する必要がある場合は、速やかにその理由書を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申出に基づき、当該変更がやむを得ないと判断した場合、当該学外機関との協議の上、共同研究の中止又は期間延長を決定するものとする。

(研究費の取扱)

第8条 共同研究契約が締結されたとき、当該学外機関は所要の研究費を契約書に定める期間内に納付しなければならない。

2 指定の期間内に研究費の納付がなされないときは、学長は共同研究の決定を取り消すことができる。

3 一旦納入した研究費は、原則としてこれを返還しない。ただし、天災、その他第7条及び第8条によるやむを得ない事由により研究を継続できないときは、その全部又は一部を当該学外機関に返還することができる。

4 納付された研究費により取得された設備、備品等は本学の所有に属する。

5 研究費は、当該共同研究遂行のために必要な直接経費（謝金、旅費、消耗品費、研究支援者等の人件費、設備費等）と本学において当該共同研究遂行に関連して間接的に必要となる管理的経費等（以下「間接経費」という。）に分類する。

6 間接経費については、納付された研究費の10%に相当する額を基準とする。

7 前項にかかわらず特別の事由があるときは双方協議のうえ、これを決定することができる。

(共同研究に要する施設、設備等)

第9条 本学は、教育研究に支障のない範囲で、所有する施設、設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設、設備の維持、管理に必要な経常経費等を負担する。

2 共同研究の遂行上必要な場合には、当該学外機関の所有する設備を利用することができる。

(提供物品等の管理)

第10条 共同研究のため当該学外機関から提供された物品等の管理、取扱については、契約時に定めるものとする。

(取得物品等の帰属及び処分)

第11条 共同研究のために購入及び寄贈により取得した機器・備品・図書・消耗品等は、本学に帰属するものとする。

(研究の完了)

第12条 共同研究を完了したときは、研究担当者は完了報告書及び成果報告書を学長に提出しなければならない。

(研究成果の取扱)

第13条 共同研究による研究成果の公表は、本学と当該学外機関が協議して行う。

(秘密情報の保持)

第14条 本学及び当該学外機関は、共同研究の実施にあたり相手方より提供又は開示を受け、もしくは知り得た技術上及び営業上の情報(以下「秘密情報」という。)を、相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 研究担当者は、共同研究の実施にあたり本学の学生その他の者を当該研究に従事させる場合、それら従事者に前項の秘密情報の保持について遵守させなければならない。

3 前項の秘密情報保持の遵守については、本学と当該学外機関との協議によって別に定める。

(知的財産権の取扱)

第15条 共同研究の成果に関わる知的財産権の帰属及び権利関係(単独所有・共有・持分など)等の取扱い並びに共同研究の結果の成果物、ノウハウ等の帰属は、共同研究に際して締結される共同研究契約に従って定める。

(契約の解除)

第16条 本学及び当該学外機関は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該共同研究契約を解除することができる。

一 相手方に契約の履行に関し、不適切な行為があったとき

二 相手方が契約に違反したとき

(補則)

第17条 その他この規則に定めのない事項については、本学と当該学外機関との間において協議のうえ定めるものとする。

(規則の改正)

第18条 この規則の改廃は、評議会の議を経て行うものとする。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年11月23日から施行する。